

日弁連総第40号  
2022年（令和4年）10月24日

名古屋市長 河村 たかし 殿

日本弁護士連合会  
会長 小林 元 治

## 要 望 書

当連合会は、名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会申立てに係る人権救済申立事件（2018年度第45号人権救済申立事件）につき、貴市に対し、以下のとおり要望する。

### 第1 要望の趣旨

現在の名古屋城天守閣にはエレベーターが設置されているが、再建する名古屋城天守閣にあえてエレベーターを設置しないということは、障がいのある人が平等に公共施設を利用し、天守閣を観覧したり、天守閣から城下の眺望を享受したりすることにおいて差別されない権利・利益を侵害しており、現にエレベーターを利用して天守閣に昇降することが保障されていた障がいのある人を合理的な理由なく差別することになるから、憲法第13条及び第14条第1項並びに障害者の権利に関する条約第5条第1項及び第2項、さらに、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨を具現化した障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に違反することになる。

したがって、再建する名古屋城の天守閣には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条第2項第5号の要件を満たす最上階までのエレベーターを設置するよう要望する。

### 第2 要望の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める  
人権救済申立事件

調査報告書

2022年（令和4年）10月19日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立事件（2018年度第45号）

受付日 2019年（平成31年）1月8日

申立人 名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

相手方 名古屋市

## 第1 結論

名古屋市に対し、別紙要望書記載のとおり要望するのが相当である。

## 第2 理由

### 1 申立ての趣旨と理由

- (1) 申立人は、名古屋城天守閣のエレベーター設置について活動する任意団体である。
- (2) 相手方名古屋市（以下「相手方」という。）は、名古屋城を管理している地方自治体である。
- (3) 申立人は、名古屋城天守閣にエレベーターを設置しないとする方針を撤回せよ、との相手方に対する警告を求めて、本申立てに至った。
- (4) 申立人は、天守閣にエレベーターが設置されなかった場合、車いすを利用する身体障がい者は、再建前には利用できた2階以上への昇降ができなくなることから、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）違反、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）違反（不当な差別禁止）に該当すると主張している。すなわち、不完全とはいえ、バリアフリー化された施設として長年にわたり利用されてきた公共施設を、再建に当たりバリア付きのものとするのは、これまで利用してきた者を除外するということであり、障がい者差別に当たり、かつ、これを正当化できるだけの理由はない、と主張している。

### 2 調査の経過

- (1) 2019年1月 8日 申立て受付
- (2) 同年3月26日 予備審査開始
- (3) 同年5月28日 本調査開始
- (4) 同年8月30日 バリアフリー建築に詳しい専門家（大学教授）へのヒアリング実施
- (5) 2020年1月10日 申立人へ照会
- (6) 同年1月10日 相手方への照会

- (7) 同年2月13日 申立人からの回答受領
- (8) 同年4月 3日 相手方からの回答受領
- (9) 2021年2月15日 文化庁への照会
- (10) 同年3月26日 文化庁からの回答受領
- (11) 同年4月16日 国土交通省への照会
- (12) 同年5月25日 国土交通省からの回答受領
- (13) 同年6月29日 国土交通省への照会
- (14) 同年7月31日 国土交通省からの回答受領
- (15) 2022年8月 9日 相手方への照会
- (16) 同年9月 8日 相手方からの回答受領

### 3 認定した事実

- (1) 名古屋市中区本丸1番所在の名古屋城跡は、相手方が管理する17世紀初めに築城された尾張徳川家の居城跡で、特別史跡（文化財保護法第109条第2項）に指定されている。名古屋城天守閣は、国宝に指定されていたが、戦災により焼失し、現天守閣は、1959年に鉄筋鉄骨コンクリート造にて再建され、外付けエレベーターが1基（定員11人）、内部エレベーターが2基（定員23人）設置されている。天守閣内部は、1962年に博物館相当施設（博物館法第29条）に指定された、相手方が管理する公共施設である。
- (2) 相手方は、現天守閣の設備老朽化や耐震性確保などを理由に名古屋城天守閣整備事業を行うことを決め、名古屋城天守閣を「史実に忠実」に復元するための木造天守閣復元工事を、2020年6月に着工し、2022年12月に完成する予定であった。そして、特別史跡に指定されている名古屋城跡の現状変更には文化庁長官の許可が必要であることから（文化財保護法第125条第1項本文）、相手方は、2019年4月19日付けで、文化庁に、現天守閣の解体に係る現状変更の許可申請を行った。ところが、上記申請に対し文化庁から確認事項が指摘され、それに対応する必要が生じたことから解体工事に着手できなくなり、相手方は、2019年8月、竣工時期の延期を決定した。
- (3) 相手方は、2018年5月30日、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」（以下「本件方針」という。）を公表し、再建する天守閣には「史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする」ことを決定した。本件方針では、上記のとおり、エレベーターの設置を排除し、それ以外の昇降技術として「例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボ

ット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる」としている。

- (4) 愛知県障害者施策審議会は、2018年10月2日、名古屋市長に対し、相手方の本件方針が、障害者権利条約や障害者差別解消法等の理念に反し、同法で禁じられている不当な差別的取扱いになるおそれがあるとして、障がいのある人等を含む全ての人々が安心して利用できる天守閣の実現を求める旨の要望書を提出した。
- (5) 相手方は、2021年5月、現天守閣の解体に係る現状変更の許可申請（前記(2)）について、文化庁から示されていた指摘事項に対する回答を同庁へ提出した。これに対し、文化庁は、文化審議会文化財分科会での検討を踏まえ、天守閣解体の理由を木造天守閣復元と整理したのであれば、天守閣解体と木造天守閣復元を一体の計画として審議していく必要があるとして、現天守閣の解体申請について、天守閣解体のみならず木造天守閣復元についても一体としてその内容に加えるよう見直しを図るのが適当である等の所見を提出した。このように、現時点においても文化庁の許可は下りていない。
- (6) 相手方は、バリアフリー環境の整備を検討するために、「特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議」を設置し、同検討会議では、障がい者団体・高齢者団体からの意見聴取等を行った。そして、相手方は、2022年4月18日、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」（以下「本件公募」という。）を開始した。本件公募の日程によれば、審査申請書類の提出期限は同年8月12日、最優秀者選定は同年12月下旬とされている。

そして、同公募では、概略、以下の公募要項が示されている。

#### ア 「基本方針」

「本市は、木造天守の昇降について『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』を2018年5月30日に定めており、技術公募はこれに基づき行います。また、2020年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会において、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議』が施行されており、この趣旨を踏まえることとします。」

#### イ 「募集する技術」

「本市は、高さ約36mとなる木造の高層建築物である名古屋城木造天守の史実に基づく復元にあたり、柱や梁を傷めることなくバリアフリーを実現することができる昇降技術を募集します。募集する技術は、大天守地階又は地上から可能な限り上層階まで昇降できる技術とします。」

そして、想定される技術例を示しながら、「なお、以下の技術は例示であ

り、ここに含まれない技術の応募を妨げるものではありません。」と付記し、また、「柱や梁を傷めることなく床・壁に開口を設けることを可とし、特定の技術(エレベーター技術を含む)を対象から排除するものではありません。」と注記している。

#### ウ 審査基準

審査基準には最低要求水準と加点要求基準が定められ、最低要求水準を満たさないと審査対象外となるほか、加点要求水準では各項目を5段階で評価されることとなっている。この中で、最低要求水準では、「少なくとも大天守1階に昇降できること」「史実に忠実」で「柱や梁などの主架構を変更しないこと」とされ、加点要求水準では、バリアフリー項目として、以下の8項目が挙げられている。

- ①利用対象者の範囲が広いこと
  - ②誰もが簡単に使えること
  - ③可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること
  - ④多人数による反復した利用が可能であること
  - ⑤可能な限り健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること
  - ⑥大天守のより上層階まで上がれること
  - ⑦怖い思いをしないで利用できること
  - ⑧他人の助けを借りることなく昇降ができること
- (7) 現時点(2022年10月19日時点)では、本件公募にどのような申請がされているかは明らかになっていない。相手方は、エレベーターに替わるバリアフリー対策として具体的にどのような技術が提案されているか等、公募の参加者数を含めて公募に関する全ての情報を非公開としている。

#### 4 人権と関連法令

##### (1) 平等権(憲法第14条第1項)及び幸福追求権(同第13条)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(憲法第14条第1項)。

同条の列举事由は限定的なものではなく、障がいに基づく不合理な差別は許されない。したがって、複数階からなる公共施設において、障がいのある人が、障がいのない人と比べて複数階を昇降することに特別な困難を強いられないことは、憲法第14条第1項により保障されている。

また、すべて国民は、「個人として尊重」され(個人の尊厳)、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」(幸福追求権)については、公共の福祉に

反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とされている（憲法第13条）。

障がいのある人が、複数階の設備を有する公共施設において、昇降の困難を強いられることなく施設内を移動し観覧することは、それを通じて自らの人格を形成し自己実現を図る上で重要なことであるから、幸福追求権を規定する憲法第13条によって保障されている。

## (2) 関連する条約及び法令等

### ① 障害者権利条約

障害者権利条約第5条は、「全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める」（第1項）、「障害に基づくあらゆる差別を禁止する」（第2項）としている。また、同条約第9条第1項は、締約国に対して、障がいのある人が公共施設といった公衆に開放され又は提供される施設を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとることを求めている。

### ② 障害者基本法

障害者基本法第21条は、「国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。」と定めている。

### ③ 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、行政機関等に対し、障がいのある人の社会的障壁の除去に対する配慮のために、施設の改善・整備等といった環境整備の努力義務を課す（第5条）ほか、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し（第7条第1項）、必要かつ合理的な配慮の提供を求めている（第7条第2項）。

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、同法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置付けられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それにより全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし

ている。

#### ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）第5条は、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とし、地方公共団体の努力義務を定めている。

また、同法第14条は、建築主等が、一定規模以上の特別特定建築物を建築しようとするときには、同法に定めるバリアフリー基準に適合させなければならないとの義務を定めている（同法第14条第4項は、同条第1項ないし第3項を、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなすことも定めている。）。そして、不特定多数の者が利用する特別特定建築物には一定以上の大きさのエレベーターの設置が最低基準として定められている（同法施行令第18条第2項第5号）。

なお、相手方は、再建される天守閣について、建築基準法第3条第1項第4号の認定を受けることを想定しており、その場合には、バリアフリー新法施行令第4条により、バリアフリー新法の定める基準への適合義務はないと説明している。しかし、後述するように（5(2)②）、再建される天守閣について建築基準法第3条第1項第4号の認定を受けたとしても、障害者差別解消法などによる差別禁止違反の問題がなくなるわけではない。

#### ⑤ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（2019年4月1日施行）（以下「名古屋市差別解消条例」という。）は、「全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」などを基本理念とし（第3条）、市の責務として、「市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」（第4条第1項）、「市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない」（第4条第2項）と定めている。

また、同条例は、障害者差別解消法第7条と同様、不当な差別的取扱いの禁止（第8条）を定め、不特定多数の者の利用に供されている建物やその他の施設を利用する場合において、建物や施設の利用を拒否し、制限す



る等、障がい者でない者と異なる不利益な取扱いをすることを市に禁じ（同条第7号）、また、市に合理的配慮を求めている（第9条）。

#### ⑥ 小括

前記①の障害者権利条約は、国際人権法として日本国内においても妥当している（憲法第98条第2項）。また、前記②ないし⑤の法令及び条例は、前記4(1)で述べた障がいのある人の憲法上の人権保障の趣旨を具現化したものである。

### 5 問題の所在と人権侵害の有無

#### (1) 問題の所在

##### ① エレベーターを設置しないという「本件方針」の人権侵害性

名古屋城の現天守閣は、戦後、特別史跡内に建設された建築物であり、同構造物の内部は博物館となっており、エレベーターが設置されている。

他方、相手方は、現在の天守閣を解体して新たに木造天守閣を再建し、不特定多数の来訪者を予定する施設として活用する計画を進めており、その計画においては、再建する木造天守閣にエレベーターを設置しない本件方針が採られている。

今後、本件方針に基づき計画が進められた場合、これまでエレベーターがあることにより、階段の昇降が困難な障がいのある人も施設内を移動し観覧することが可能であったものが、再建後は昇降の困難を強いられ、施設内を移動し観覧することができなくなる。

本件は、このように、現在エレベーターが設置されている天守閣について、解体後再建する天守閣にエレベーターが設置されないことにより、従前障がいのある人も可能であった昇降が困難になるところ、そのような措置が障がいのある人に対する不当な差別的取扱いであり、憲法、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法及びバリアフリー新法等によって保護されている障がいのある人の権利利益を侵害すると言えるのが問題となる。

##### ② 本件公募と本件方針との関係について

現段階において、前記3(6)のとおり、本件公募が実施されている。

本件公募において審査基準の加点要求水準として示されている8項目は、いずれも、これらの水準を満たすものはエレベーター以外を想定しにくい上、「募集する技術」の注記として「特定の技術(エレベーター技術を含む)を対象から排除するものではありません。」と記載しているところから、本件公募では、あたかもエレベーター設置を排除していないかのようにも読

める。

しかし、そもそも本件公募では、「基本方針」として、「本件方針」によることを明記している（前記3(6)ア）。そして、本件方針では、「柱、梁を痛めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには」「バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない」と明記されている。その上、実際、本件公募では最低要求水準として、「史実に忠実」で「柱や梁などの主架構を変更しないこと」と「少なくとも大天守1階に昇降できること」が明記される一方で、上層階へのエレベーター等での昇降は単なる加点要求水準にとどまっていることからすると、現在の天守閣で5階まで設置されているエレベーターの設置を本件公募において申請しても、そもそも最低要求水準を満たさないことは明らかである。

したがって、本件公募では事実上エレベーターが採用されることは想定されない構造になっていると評価するべきである。

そうすると、公募中の現段階であっても、エレベーターを設置されないことが優に想定されることから、再建する名古屋城にエレベーターを設置しないことが人権侵害に該当するか否か判断する必要がある。

## (2) 人権侵害性の有無

- ① 再建する名古屋城にエレベーターを設置しないことは、障がいのある人の平等権（憲法第14条第1項）及び幸福追求権（同法第13条）、障害者権利条約並びにそれらの人権保障の趣旨を具現化して定められた障害者基本法、障害者差別解消法及び名古屋市差別解消条例等に反するか

ア 障害者差別解消法第7条第1項は、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と定めている。名古屋市差別解消条例第8条も同趣旨を定める。

イ 今般、建築が計画されている木造天守閣は「歴史的建造物の復元」とされているが、不特定多数の来訪者を予定する施設として、公衆に開放され、利用される公共施設であることに変わりはない。

そもそも、歴史的建造物を再建する意義は、歴史的建造物を広く市民に認識してもらうことにより、個人の知的好奇心を充足させ、その者の人生を豊かにするのみならず、知の共有化により、わが国の文化財を後世に残すべき思いを市民が一にできる点にある。

したがって、再建される名古屋城についても、歴史的建造物というその

性質から、広く市民に利用できる施設として、障がいのある人はもちろん、高齢者、幼児、妊婦など、階段の昇降が困難な人（これらの人を以下「障がいのある人等」という。）にも障壁なく利用できる施設であることが必要である。

さらに、歴史的建造物については、想像力を駆使して、当該建造物が建立された当時に想いを馳せることで、その体験が深みを増し、より豊かな知識を得ることができる。とりわけ日本の城においては、代々の城主と同じ目線で天守閣から城下の景色を望みつつ、歴史上の出来事を思い返したり、城下の市井の生活を想像したりすることに、大きな醍醐味がある。

すなわち、名古屋城が歴史的建造物として有する価値は、城という建物自体のみならず、天守閣からの城下の眺めを含めてのものであるから、天守閣を観覧したり、天守閣から城下の眺望を享受したりすることにおいて、障がいのある人が差別されるようなことがあってはならない。

ましてや、現存する鉄筋コンクリート造の名古屋城は、エレベーターを利用して障がいのある人等も支障なく天守閣を昇降することが可能となっており、現に障がいのある人等が受けている社会的利益、すなわち、天守閣を昇降して歴史的建造物の意義を直接体験できるという利益を享受できている。

本件で予定されている木造天守閣の建築は、現天守閣（公共施設）の言わば「建替」事業と解されるところ、相手方が当該事業を行うに当たり、エレベーターを設置しないのであれば、従前はエレベーターを利用して天守閣を昇降することができていた障がいのある人等が、建替後には天守閣を昇降することができなくなり、障がいのある人等が、相手方により、不当な差別的取扱いを受けることとなる。

ウ この点、相手方は、本件方針に基づき、再建天守閣にはエレベーターを設置せず、今後新たに考案・開発された昇降技術で代替できるとしている。しかし、現時点では、エレベーターに替わり得る安全性等を備えた昇降設備は見いだせないし、本件方針でも「昇降装置を有する特殊車両」の応用とか、「ロボット技術を活用」が示されているのみで、エレベーターに代替できる昇降設備の提示もない。そして、本件公募により、従前設置されていたエレベーターが設置される見込みがないことは、前記(1)②で指摘したとおりである。

結局、相手方の方針は、要旨「エレベーターは設置しないが、『それに

代わるバリアフリー対策』を実施するので、障がいのある人の権利保障に欠けることはない」ということに尽きると評価される。しかし、何らの評価基準もないまま、エレベーターに代わるバリアフリー対策の実施と説明さえすれば、障がいのある人への配慮に欠けることがないということでは、およそ障がいのある人の人権を保障することにはなり得ないというべきである。

この点、市民に広く公開される複数階の階層を有する公共の建築物において、障がいのある人の垂直移動を保障するバリアフリー設備としては、少なくとも、相手方自身の設定した審査基準のうち、加点要求水準の①ないし⑧の項目を満たすことが不可欠というべきである。そして、現時点における社会的文化水準を前提として判断する限り、上記①ないし⑧の項目を満たす昇降設備としては、バリアフリー新法の条件を満たすエレベーター以外に想定することは極めて困難であるし、相手方が例示している「昇降装置を有する特殊車両」や「ロボット技術を活用」等のバリアフリー技術は、到底評価の対象となるような技術とは認めがたい。

そうである以上、当委員会としては、何かエレベーターに代わるバリアフリー対策がでてくるのではないかという客観的な根拠のない漠然とした想定を前提に、エレベーター設置の要望を控えることは、人権救済制度の趣旨に照らして不適切と判断せざるを得ない。そして、実際に公募案の中で最優秀案が確定した段階、あるいはその最優秀案に基づいて設計や施工が進展した段階で意見を述べても、その意見の実現は現時点での実現可能性よりも、さらに困難になることは明らかであるから、現時点において、エレベーター以外のバリアフリー対策の実現を想定することが困難であると判断できる以上、主文の意見を表明することが相当である。

なお、前記3(7)のとおり、相手方が現時点で、公募において、提案ないし申請された技術について非公開としている以上、エレベーターに代わる代替案が具体化されていない現段階で判断できる情報を前提に意見を表明することが相当であり、かつ必要である。

エ 以上からすると、相手方が、エレベーターを昇降設備の選択肢から排除し天守閣を再建することは、これまでエレベーターを利用して天守閣を昇降することができていた障がいのある人が、建替後には天守閣を昇降することができなくなるように、障がいのある人を、不当な差別的取扱いをすることになるから、障害者差別解消法第7条第1項及び名古屋市差別解消条例第8条に違反することとなる。そして、このような差別的

取扱いの結果、これまで障がいのある人に保障されていたところの、昇降の困難を強いられることなく施設内を移動し観覧することを通じて自らの人格を形成し自己実現を図ることができる利益を奪い、また、天守閣から城下の眺望を享受することにおいて障がいのある人が差別されない権利・利益を侵害することになるから、憲法第13条が保障する幸福追求権を侵害すると言える。また、障がいのある人が、障がいのない人と比べて複数階を昇降することに特別な困難を強いられることになるから、不合理な差別として憲法第14条第1項にも違反する。

オ なお、相手方の特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（2018年4月24日開催）において、配布された資料「最近行われた他城郭における再建、修理、改修の主な事例」においては、木造天守閣をもつ掛川城及び大洲城の再建においてエレベーターが設置されず、また、姫路城にはエレベーターが設置されておらず、手摺があるものの非常に急で狭い階段のため、車いすでの見学ができないことが紹介されている。しかし、掛川城が木造再建されたのは1994年、大洲城が木造再建されたのは2004年であり、まだ障害者権利条約の批准も障害者差別解消法の制定もされていなかった時期での再建であるから、本件の判断に当たり先例として参考になるものではない。また、2009年から2015年にかけて保存修理が行われた姫路城は、国宝に指定されている現存する文化財であるため、改変等に制限があり、エレベーター等の設置が困難とされたものである。姫路城もこれから再建を始める本件の判断に当たり、先例として参考になるものではない。

他方、前記資料には、鉄骨鉄筋コンクリート造により再建された天守閣であり、かつ、最上階までエレベーターが設置され（あるいは設置の方針が定められた）事例として、大阪城と熊本城が挙げられている。すなわち、大阪城については、1931年の天守閣再建時に内部エレベーター（1階から5階。なお、大阪城天守閣の最上階は8階。）が設置され、1997年の耐震改修工事に合わせて、内部エレベーターを8階（最上階）まで延長し、車いすでも最上階まで見学できるようにしたこと、また、熊本城については、1960年の天守閣再建時にエレベーターは設置されなかったものの、2016年に発生した熊本地震で被害を受けた熊本城の復旧の基本計画において、エレベーター（地下1階から1階及び5階から6階は7人乗り、1階から5階は9人乗り。なお、熊本城天守閣の最上階は6階。）を設置する方針が定められたことが紹介されている（2021年4

月、熊本城天守閣は復旧工事を完了させて一般公開され、最上階まで昇降できるエレベーターが計画どおりに設置された。)。名古屋城天守閣の再建とは、木造か、鉄骨鉄筋コンクリート造かという点で違いはあるものの、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の制定がされた後の、天守閣の整備（再建ないし改修）における、あるべきバリアフリー化の先例として考慮すべき事例である。

② 再建する名古屋城にエレベーターを設置しないことは、バリアフリー新法に違反しないか

ア バリアフリー新法第5条により、相手方は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるべき責務を負っている。したがって、相手方が、天守閣の再建に当たり、障がいのある人が天守閣を利用できないような施設を整備するとすれば、同条によって相手方に求められる義務に違反していることとなる。

同様に、障害者差別解消法第5条により、相手方は、障がいのある人が障がいのない人と同様に天守閣を昇降することができるよう合理的な配慮を的確に行うため、天守閣の構造の改善、設備の整備等の環境整備を行うべき努力義務を負っている。したがって、天守閣の再建に当たり、エレベーターを設置せず、障がいのある人が天守閣を利用できないような施設を整備するとすれば、同条によって相手方に求められている環境整備の努力義務を尽くしていないこととなる。

さらに、これら法条は、いずれも障害者権利条約第9条第1項及び障害者基本法第21条を具現化したものであるから、相手方が、再建する名古屋城にエレベーターを設置しないことは、これら条約及び法律の趣旨にも違背することとなる。

イ 前項の各条はいずれも努力義務を定めたものであるが、バリアフリー新法第14条は、更に一定規模以上の特別特定建築物を建築する際の、その施設の構造及び配置に関する基準に適合させる義務を定めている（前記4(2)④）。そして、その基準は、同法施行令第10条以下で定められており、同法施行令第18条第2項第5号チでは、不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物）に設置されるエレベーターの設置基準として、「(1) 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。」「(2) 籠は、車いすの転回に支障がない構造とすること。」と定められている。本件公募の基本方針で明記されている本件方針によると、同法で定める上記基準に適合するエレベーター

は設置されないこととなるので（前記5(1)②）、再建する天守閣の建築は、バリアフリー新法に違反するものとなる。

ウ この点、相手方は、「当該建築物が建築基準法第3条第1項第4号の認定を受けた場合には、バリアフリー新法の定める上記基準への適合義務はない。」と説明しており、再建される天守閣について、建築基準法第3条第1項第4号の認定を受けることにより、エレベーターを設置しなくても、バリアフリー新法に違反していないと考えているようである。

確かに、再建天守閣が上記認定を受ければ、建築基準法の適用はなくなり、かつ、バリアフリー新法第2条第18号、同法施行令第4条は、建築基準法第3条第1項に規定する建築物を、バリアフリー新法上の「特定建築物」の定義から除外していることから、バリアフリー新法第14条に違反しないとも考えられる。

しかし、再建される天守閣が、建築基準法第3条第1項第4号に定める「建築物」に該当するとしても、直ちにバリアフリー新法の要請を免れるものではない。

「本件方針」によれば、相手方は、「歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する『歴史的建造物の復元』を行うものである」ことや、「史実に忠実に復元する」ことを理由に、エレベーターを設置しないこととしている。

確かに、史実に忠実な建物を復元するという目的自体は歴史的建造物に接する市民にとって有益である。

しかし、歴史的建造物の復元であっても、現代の社会的要請であるバリアフリーの要請や消防法等の安全規制の適用は免れず、文字どおり史実に忠実に建築することはそもそも不可能である。

すなわち、再建される天守閣が、公衆に開放され、不特定多数の来訪者による利用を予定する公共施設である以上、利用者の生命身体及び財産の安全確保の必要も生じている。そのため、再建する名古屋城については、消防法や建築基準法に基づく消火器・スプリンクラーの設置、耐震耐火構造規制、避難経路規制等、様々な法律上の規制を免れられず、そうである以上、建立当時の建物を文字通りそのまま忠実に再現することはそもそも不可能なのであるから、あくまでも上記のような制約の範囲内において可能な限り史実に忠実な再現を目指す他はないのであって、障がいのある人等の利用の便宜を図るというバリアフリー化の要請も障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法、名古屋市条例等

の趣旨に照らして十分に検討されなければならないというべきである。

相手方は、建築基準法第3条による適用除外を受けるためには、防火・避難、構造等についての安全性を確認する必要があると述べているが（令和元年度開催 名古屋城天守閣木造復元 市民向け説明会の会場アンケートのご質問に対する回答（令和2年2月現在））、上記適用除外認定を受けるためには、安全性のみならず、バリアフリーについても、実質的にバリアフリー新法の趣旨にのっとりたエレベーターを設置して、バリアフリーの要請を満たしていることが十分に検討されるべきである。

文化庁も、「文化財活用のためのバリアフリー化事例集 ―共生社会実現に向けて―」（2018年3月）を公表するなどして、文化財について、障がいのある人、高齢者を含む全ての人が、より快適に親しむことができる環境作りを目指し、文化財活用のためのバリアフリー化の充実を訴えている。

エ また、そもそも復元ではなく、設置当初からの建物そのものが保存されている文化財においても、バリアフリーの観点から、エレベーター設置等の設備変更が行われている実例がある。すなわち国の重要文化財に指定されている札幌の豊平館（1880年建築、1964年5月26日重要文化財指定：北海道の開拓のために置かれた開拓使が建てた本格的洋風建築のホテル）は、木造2階建て地下1階建ての建物で、車椅子で自由に見学できるようになっている。建物の裏側にある附属棟にはエレベーターがあり、豊平館とそれぞれの階を渡り廊下で結んでいる。2階には、渡り廊下から建物に入るための必要最小限の扉が設置されている。文化庁は、文化財を積極的に活用するという視点から扉を付ける現状変更の許可を出した。上記のような実例を鑑みると、歴史的建造物の復元であるとしても、エレベーターを設置することができないということにはならないから、「史実に忠実に従った天守閣の再建」というだけでエレベーターの設置を拒絶することに合理性は認め難いというべきである。

加えて、現時点においてエレベーターが設置されている名古屋城について、あえて障がいのある人の昇降を著しく困難にするエレベーターのない天守閣を再現することが必要であるとは到底考えられない。そのため、エレベーターを設置しない名古屋城天守閣の再建については、「原形の再現がやむを得ない」とは言えないことから、そもそも建築基準法第3条第1項第4号の認定は困難であると言わざるを得ない。



オ それでもなお、名古屋市の計画どおりに同号の認定を受けることができ、再現される天守閣についてバリアフリー新法の定める基準への適合義務がないとされた場合においても、既に指摘した障害者差別解消法等による差別禁止の問題がなくなるものではないことは当然である。

ちなみに、2020年にバリアフリー新法が一部改正された際には、衆参両議院において、「障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。」という附帯決議がなされている。したがって、歴史的建造物の再現において、仮にバリアフリー新法への適合義務がないとされる場合であっても、バリアフリー整備の在り方について、障がいのある人等の意見がよりよく反映されるべきことは当然である。相手方も、本件公募の説明の中で、上記附帯決議の趣旨に鑑み、提案された昇降技術に対し、高齢者、障がい者等からの意見を踏まえ、昇降技術の選定を実施することを示している（前記3(6)ア）。

## 6 結論

以上のとおり、現に障がいのある人が利用できるエレベーターを設置している名古屋城天守閣を解体し、再建する名古屋城天守閣にあえてエレベーターを設置しないということは、障がいのある人が平等に公共施設を利用し、天守閣を観覧したり、天守閣から城下の眺望を享受したりすることにおいて差別されない権利・利益を侵害しており、現にエレベーターを利用して天守閣に昇降することが保障されていた障がいのある人を合理的な理由なく差別することになるから、憲法第13条及び第14条第1項並びに障害者権利条約第5条第1項及び第2項によって保障されている人権を侵害していると言うことができる。

さらに、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨を具現化した障害者差別解消法第7条第1項及び名古屋市差別解消条例第8条第7号によって禁止されている障がい者への不当な差別的取扱いに該当する。

したがって、再建する名古屋城の天守閣には、障がいのある人等の権利を保護するため、バリアフリー新法第14条に基づく基準（同法施行令第18条第2項第5号）を満たすエレベーターを設置すべきである。

よって、相手方に対して、別紙要望書記載のとおり要望するのが相当である。

以上